



町のうごき

人口男	4,457
女	4,579
計	9,036
世帯数	2,030
出生	9
死亡	13
転入	21
転出	15
57. 3. 1現在	

236名に修了証書——  
ことぶき学園講座

社会教育の一環として、おとしよりを対象に毎年四地区で「ことぶき学園」が開設されていますが、その学級の修了式が、3月11日(木)、3月12日(金)の両日、内城田学級ほか3学級で行われました。

この講座は、おとしよりの健康管理をはじめ趣味、郷土の歴史、軽スポーツ、園芸、交通安全など——おとしよりをとりまく種々の事柄をテーマに取り上げ、教養の向上と生きがい対策など生涯教育の充実をはかることを目的に開かれています。

当日は、中西中央公民館長、地元教育委員の列席のもと、昨年5月開講して以来、7回以上の講座に参加した御村志げさんほか235名の方々にそれぞれ修了証書が渡されました。

町教育委員会では、昭和57年度も開設することにしてしますので、おとしよりのみなさんの積極的な参加を望んでいます。

# 新学期を控えて 新入学(園)児の交通事故を防ごう

新学期、子供の交通事故が心配される時期でもありません。特に行動範囲がグッと広がったり、新たに自転車を利用し始めたりする新入学(園)児については、これまで以上に十分な注意が必要です。

## 子供の行動特性を知ろう

道路にいきなり飛び出してくる子供にハッとさせられることがよくありますが、子供は時として大人が想像もつかないような行動をとり、事故につながることも少なくありません。子供を交通事故から守っていくためには、まず、次のような子供の特性を十分理解する必要があります。

▼子供は、一つのことに注意が向くと、周りのものは目に入らなくなる。  
▼子供は、物事を単純にしか理解できず、考え方も自己中心的になりがち。自分が黄色い旗をあげれば、車は必ず止まってくれるものと思いがちである。  
▼子供は、応用的な動作ができない。いつも通る道では交

通ルールは守れるが、知らな

い道では守れない。

▼子供は、「あぶないよ」とか「注意しなさい」というような抽象的な言葉だけではよく理解できない。具体的な行動を通して理解させる必要がある。  
▼子供は、大人や年上の子のまねをする。  
▼子供の視点は大人よりも低い。駐車中の車などがある場合、大人には先を見とおせても、子供には見えないことがある。

## 事例をあげ 具体的な指導を

子供の交通事故を防止するには、子供の特性を理解した上で、次の点を具体的に指導していくことが大事です。

▼実際の通学(園)時間に合わせ、保護者と児童が実際にその通学(園)路を何回か通って、信号機、道路標識の

見方、横断歩道の正しい渡り方を指導する。

▼寝る前に翌日の準備を済ませるよう習慣づける。また、登校時間に余裕をもたせ、忘れ物がないかどうか登校前に必ず点検するよう習慣づける。▼帰宅後、遊びにいい

範囲や帰宅時間などを、自宅からの距離や交通環境を考えて決め、子供にしっかり守らせるよう指導する。  
▼子供に自転車を利用させる場合には、子供の年齢、体力、能力などを考えて体に適した自転車を選び、また、乗る場合は必ず点検するように指導する。

▼自転車を利用させるには、まず、空き地や公園など安全な場所で、安全な乗り方、特に正しい止まり方と交差点の安全な渡り方を十分に教えるから、徐々に道路にな

じませるようになる。また、道路環境や交通量を考慮して、自転車に乗ってもよい区域、時間などを指定して利用させる。そして、決めたことについては必ず守らせるとともに、子供がふだんのくらしい自転車を利用しているかを把握して、事故防止につとめる。

子供の交通事故を防ぐに



## 第五回町民駅伝大会

### 一之瀬ソフト連盟チーム 初優勝を飾る



町体育協会主催(後援中日新聞社など)による第五回町民駅伝大会は、一月三十一日(日)午前十時葛原東口を一斉にスタート、内城田、中川地区を一周して度会中学校をゴールとする八区間三〇・四kmのコースに、十二チームが参加して行われ、日ごろの成果を競い合った結果、一之瀬ソフト連盟チームが初優勝を飾りました。

### 成績は次のとおり

- 一位 一之瀬ソフト連盟チーム (二区(四・八km) 森見学 一時間五十六分四十八秒)
- 二位 棚橋マラソンクラブ (三区(四・一km) 登美樹 一時間五十七分三十八秒)
- 三位 注連指チーム (立花) 十五分五十三秒
- 一時間五十八分十七秒
- 以下 田口区 立花・永和
- クラブ 牧戸青壮年・大野木
- 横峰クラブ 田間当津連合・
- 平生セッケン九番・上久具・
- 麻加江親和会
- (区間賞)
- 一区(四・〇km) 尾崎典弘 (上久具) 十四分三十七秒
- 二区(三・三km) 西田和生 (牧戸青壮年) 十一分五十八秒
- 三区(四・一km) 登美樹
- 四区(三・〇km) 奥村浩
- 五区(三・〇km) 奥村浩
- 六区(四・〇km) 松原秀樹
- (注連指) 十五分二十九秒
- 七区(三・四km) 西岡一義
- 八区(三・八km) 田畑好昭
- 二之瀬ソフト連盟 十三分四十五秒

4月から 月5,220円に

国民年金保険料が変わります

そして、その財源は、加入者の方が納める保険料と国の負担金（給付費の三分の一、それに積立金の利息でまかなわれています）です。  
豊かな老後の生活に年金は欠くことができません。また健全な財政を維持するためには給付と負担のバランスはとって大切です。

保険料は、月額四、五〇〇円から五、二二〇円に引き上げられるわけですが、適正な負担についてご理解とご協力をお願いします。  
なお、付加保険料の月額四〇〇円は今年も変わりません。

割引きのある  
前納制度

月々、あるいは三ヶ月ごと  
に納める手数がはぶけ、掛け  
忘れを防ぎ、しかも割引のあ  
る前納制度もあります。

納付が困難なときは  
免除の手続きを

病気や失業などで保険料を  
納めることが経済的に苦しい  
時は、保険料が免除される制  
度（任意加入  
の人は除かれ  
ます）があり  
ます。  
未納のまま  
にせず免除  
の手続きをし  
ましょう。

あなたの旅行プランに

国民年金保養センター

4月からの1年前納

定額	保険料
61130円	
定額+付加	保険料
65810円	

国民年金保養センターは、

もともとよその家族の方、また  
一般の方々の健康増進や休養  
レクリエーションなどにご利用  
いただくために国が建てた  
宿泊施設です。

北は北海道から南は鹿児島  
まで全国三十一ヶ所、豊かな  
自然、静かな環境の中でデラ  
ックスな気分が味わえます。

しかも、料金はとってもお  
値打。

東京でのお泊まりは  
こまばエミナース

さて、東京へお出かけの際  
は、東京大学の近く、交通至  
便、各種設備のととのつた、  
国民年金中央会館「こまばエ  
ミナース」でゴージャスな一  
夜をおすごしください。

伊勢志摩での休養に  
国民年金保養センター「は  
まじま」

志摩郡浜島町南張の太平洋  
を望む絶景地に56年4月開設  
された「はまじま」は、オー  
ブン以来、多くの方々の好評  
を得ております。

湯治に、スキーに、また海  
水浴や史跡の探勝の拠点とし  
て、あなたの旅行プランに国  
民年金保養センターをお役立  
ててください。

時期によっては混み合いま  
すのでご予約は早目に各セン  
ターへ直接ご連絡ください。

転作面積七九・四ヘクタールの  
達成にご協力を！

米の生産調整が開始されて  
からすでに十余年を経過しま  
した。

その間、農家のみなさんに  
は「転作」に大変ご協力を願  
ってまいりました。

しかし、それにもかかわら  
ず国民一人当りの米の消費量  
は年々減少し、依然として米  
の過剰傾向が続いております。

このため国においては、昨  
年と同じ面積を五十七年の転

作面積と決定いたしましたこと  
から、本町の転作面積は七九  
・四haと配分決定されました。  
したがって、農家のみな  
さん方の個々の転作面積につ  
いては、区長さんからの配分  
通知による面積を転作してい  
ただくこととなりますので、  
転作面積の達成により一層の  
ご協力をお願いします。

第三回特別弔慰金の請求は  
五月七日で時効

戦没者等の遺族に対する第  
三回特別弔慰金が昭和五十七  
年五月七日で時効になります。  
次に該当すると思われる方  
は、期日までに役場町民課福  
祉係で請求手続きをすませて  
ください。

第三回特別弔慰金

(十二万円六年償還の国債)

昭和五十年四月一日から  
昭和五十四年三月三十一日  
までの間に、公務扶助料、  
遺族年金等の受給権を有し  
ているものがいなくなった  
もの。

戦没者が旧陸海軍部内の  
判任文官等の遺族で、昭和  
五十四年四月一日現在公務  
扶助料の受給権を有するも  
のがいないもの。

県民すべてが交通安全を自覚しよう

春の全国交通安全運動 4月6日(火)~4月15日(木)までの10日間

- ▶ 歩行者、特に子供の交通事故防止
- ▶ 自転車及び原動機付自転車の安全利用の促進
- ▶ 安全運転の確保、特に無謀運転の防止



170万県民が力をあわせて交通事故をなくそう

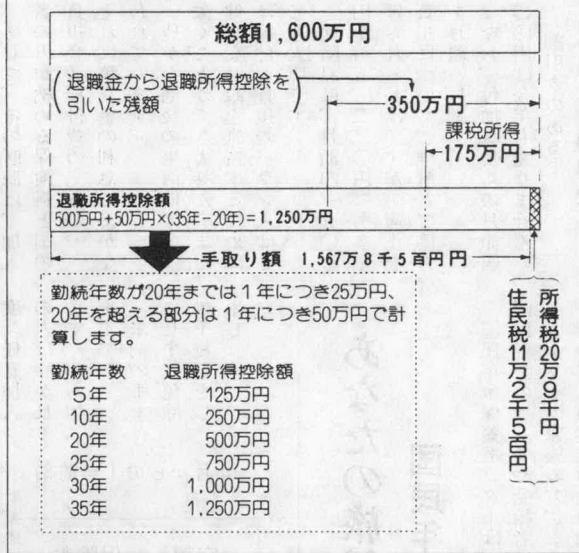
## 退職金と税金

# 老後の“財源”

### 他の所得より 軽い負担で済む

サラリーマンにとつて退職金は、長い間の勤労に対する報酬であり、同時に老後の生活を支える大切な財源となるものです。税金面でも、その点が考慮され、他の所得よりずっと軽い負担で済むようになっています。

〈計算早わかり〉  
勤続35年の人が1,600万円の退職金をもらった場合



実際のような計算をするのか具体的にみてみましょう。  
▽退職金の課税所得と

税額の計算△

退職金のうち課税所得となるのは、退職金から退職所得控除額を差し引いた残額を、さらに二分の一にした額です。この課税所得に所得税の税率、住民税の税率をかけたものが所得税額、住民税額となります。

退職所得控除額は、退職した人の勤続年数（一年未満の端数があるときは、切り上げて計算）に応じて計算します。  
①勤続年数が二十年以下のときは  
二十五万円×勤続年数

ただし、この額が五十万円未満のときは五十万円になります。  
②勤続年数が二十年を超えているとき  
五百万円+五十万円×(勤続年数-二十年)

なお、退職者が在職中にケガなどにより障害者となり、それが原因で退職したときは①または②の額に百万円を加算した額が退職所得控除になります。

勤続三十五年の人が千六百万円の退職金をもらった場合の税金について見てみましょう。(図参照) 税の負担が軽いのが良く分かります。



## 四月一日から 騒音・カラオケ規制が スタート

最近、飲食店等においてカラオケなどの音響機器の使用に伴う騒音が、周辺住民の睡眠・勉強等のための静かな環境を破壊し、大きな社会問題となっています。

カラオケ騒音については、これまで関係機関の間で協議し、指導を行ってききましたが、指導困難なケースが多々あるため、このほど県公害防止条例の規制制度の充実をはかり、この四月一日からカラオケなどの規制がスタートします。

①県下全域に  
音量規制基準を適用

飲食店をはじめ別表⑦に掲げる六営業を行う方は、午後十時から翌日の午前六時まで、地域の区分ごとに定められた規制基準を超える騒音を発生させてはなりません。

ただし、病院などの周囲では、この基準より五ホン厳しい基準が適用される特例があります。

②カラオケなどの  
使用禁止を適用

さらに、別表⑧の地域では、

午後十一時から翌日の午前六時まで、飲食店・喫茶店でカラオケなどの音響機器を使用することが禁止されます。

ただし、音が外部にもれない(聞えない)ようにしてある場合は、この限りではありません。

③違反した場合  
処罰を適用

④又は②の定めに違反した場合には、勧告や命令を受け、罰金に処せられることもあり、防音対策を積極的に行ってください。

④カラオケ利用者の義務

飲食店においてカラオケなどを利用する方にも、その利用に伴い発生する騒音により、付近の住民のみさんに迷惑をかける義務が課せられていますので、飲食店等においてカラオケなどを利用するときは、防音対策が完備した音が外へもれない(飲食店等を利用してください。また住民のみさんから寄せられる苦情の中には、カラオケなどの騒音だけでなく、車のドアの

別表⑦ 営業騒音規制の内容 (4月1日から)			別表⑧ カラオケなどの使用禁止規制の内容 (4月1日から)		
対象営業	飲食店、喫茶店、カソリンスタンド、ボーリング場、ゴルフ練習場、映画館		対象営業	飲食店、喫茶店	
規制時間	午後10時から翌日の午前6時まで		対象音響機器	カラオケ・ジュークボックス・拡声装置等の音声・音楽等を拡大する装置および楽器	
騒音規制値	第1種住居専用地域	40ホン	使用禁止時間	午後11時から翌日の午前6時まで	
	第2種住居専用地域・住居地域	45ホン	使用禁止地域	第1種住居専用地域・第2種住居専用地域 住居地域・近隣商業地域・商業地域	
	近隣商業地域・商業地域・準工業地域	55ホン	備考	音が外部にもれない(聞えない)ようにしてある営業所は除く	
	工業地域	60ホン			
	その他の地域(工業専用地域を除く)	50ホン			

4月1日から

# 献血手帳の取扱いが 変わります

献血運動は、患者さんがいつでも安心して、輸血を受けることができるような健康な人々から、不特定多数の人々のために無償で血液を提供していただくことを目的としています。

献血運動の発足当初は、血液不足のうえ献血と売血との併存時であったため、献血した人が輸血を受ける際、当時、品質その他の点で批判を呼んでいた売血による血液の供給を受けるような不合理がありました。

日本赤十字社では、こうした不合理をなくし、献血者の善意に応えるため、血液を優先的に還元することとして献血手帳にその旨を記載し、預血的な運用を併用することによって、輸血用血液を確保してまいりました。しかしその後、患者さんが輸血を受けるに際して献血手帳を確保するために親類縁者・友人間を駆け回るなど想像を絶する精神的・経済的負担を強いられるなど、献血手帳にまつわる問題が少なからず見られるようになり、日本赤十字社といたしましても献血手帳の取扱いについては、強制に亘

らないよう、患者さんの負担にならないよう十分配慮してまいりましたが、地域によっては、献血手帳の預血的運用を廃止することが、献血者の確保に支障をきたす恐れもあり、必ずしも全国統一した取扱いがなされていまま現在に至っております。日本赤十字社では、これらの状況をふまえてさらに血液事業の基盤の強化を図り、真の献血運動を発展させるため、昭和五十七年四月一日以降発行される献血手帳から供給欄を削除し、現行様式の供給欄

の使用を中止することになりました。従って同日から輸血が必要など、献血手帳を医療機関に提出しなくてもよいこととなります。輸血が必要になったとき、誰でも安心して必要なだけの輸血を受けられるようにならざるを得ないものです。

### お願い

輸血を必要としている人は、日々増加しています。そのため毎日大量の血液が必要です。献血手帳がなくとも、必要なだけ輸血を受けられるようにならざるを得ない新しい制度を維持してゆくためには、今まで以上にたくさんの方々の善意の献血が必要です。一人でも多くの方々の献血をお願いします。

### 国の進学ローン

## 進学資金の融資が 受けられます

国民金融公庫では、進学資金貸付制度により、進学に必要な資金の融資を行っています。

#### ▼利用できる方

別表の教育施設に進学する者の親族または進学する本人(勤労学生に限る)で年収が六百万円(事業所得者は四百四十万円)以内の方。

#### ▼融資金額

進学する学校の修業年限以内(ただし四年以内)交通遺児家庭および母子家庭は一年延長が可能。

### 貸付利率

国民金融公庫の事業資金の基準金利と同率

### ▼返済方法

毎月元利均等返済(ボーナス時の増額返済もできま

### ▼取扱期間

昭和五十七年一月四日から四月三十日

### ▼申込窓口

国民金融公庫、銀行、信託銀行、相互銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協

### 事業主のみなさん

## 労働保険料の申告・納付は 五月十五日までに

労働保険(労災保険・雇用保険)の保険料は、事業主が年度初めに概算額で申告・納付し次の年度に確定額を申告して精算する仕組みになっています。

昭和五十六年度の確定保険料と昭和五十七年度の概算保険料の申告・納付は五月十五日までです。まだ手続きをされていない事業主の方は早めにお早めにご確認ください。

なお、昨年十月から労働保険適用・徴収業務の迅速、効率化を図るため、OCR(光学文字読取装置)を導入し、新システムとして実施しています。

### 〈別表〉

進学資金貸付制度の対象となる教育施設

- ① 高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院
- ② 盲学校・聾(ろう)学校・養護学校の高等部
- ③ 専修学校(修了年限が高等課程で三年以上、専門課程で二年以上)
- ④ 農業者大学校、水産大学校、海技大学校、航空大学校、職業訓練(短期)大学校

## 三重県交通災害共済に家族そろって加入しましょう!

交通事故は、時と場所を選ばずあなたやご家族をおそってきます。この万一のときに備えて“交通災害共済”への加入をおすすめします。

掛金は… 一般の方 年額 500円  
生活保護を受けている方 年額 200円  
途中加入の方 加入するその期の分から

見舞金は… 最高 100万円  
このほか、傷害の程度に応じて給付されます。

お申込みはいつでも役場総務課へどうぞ

### お知らせ版



## 県交通事故相談所の

## 利用を!

交通事故には、必ずといってよいほど損害賠償問題がついてまわります。  
 示談・司法手続きなど交通事故問題の正しく早い解決と被害者の救済のために、交通事故にあった場合は、専門家に相談して適切な事後の生活設計を立てるようにしましょう。

三重県交通事故相談所では、交通事故相談員と弁護士が相談に応じています。相談は無料ですが秘密は守られますからお気軽にご利用ください。

▼相談日時(祝日は除く)  
 月曜日・金曜日

午前九時から午後三時  
 土曜日  
 午前九時から午前十一時  
 このほか電話相談にも応じています。

#### ▼相談場所

津市栄町一丁目、三重県合同ビル五階 三重県交通事故相談所 ☎〇五九二②二八〇五

#### ▼巡回相談所での相談

相談日(毎週水曜日)  
 四月十七日、十四日、二十一日、二十八日  
 五月十六日、十二日、十九日、二十六日  
 六月二日、九日、十六日、二十三日

#### ▼受付時間

午前十時から午後三時  
 ▼場所  
 伊勢市役所公害交通課

#### ▼相談員

三重県交通事故相談員

### 宅地建物取引主任者

### 受験準備講習会

▼講習期間と時間 五月から十月 午後七時から午後九時  
 ▼講習場所 伊勢市戦災復興記念会館

#### ▼受講定員 五十名

▼受講料 五万円  
 ▼受講申込み 四月二十日まで  
 ※受講申込みなどくわしいことは、三重県建設労働組合伊勢支部 ☎〇五九六②五三三五へお問い合わせください。

### 第七回県民の日 記念講演会

昭和五十一年に置県百年を記念して、四月十八日を「県民の日」と定め、それ以来、毎年「県民の日」に記念講演会を開催しております。  
 本年も次のように開催されますので、多数ご来場ください。

#### ▼日時

四月十八日(日) 午後一時から午後四時まで

場所  
 津市広明町十三番地 三重県庁講堂  
 ▼演題と講師  
 「これからの経済と私たちのくらし」

日本長期信用銀行取締役 調査部長 竹内 安氏  
 「すこやかに老いるために」 医事評論家 水野 肇氏  
 ▼協賛行事  
 当日は、各団体による花き花木等の展示などの協賛行事も予定されております。

### 一月二十五日から 営業窓口を 西側に

一月二十五日から営業窓口が西側新棟に移りました。これまでは、手狭でご不便をおかけしていましたが、窓口も広くなり、各種商品も展示。「町の電話局」として親しまれ信頼されるよう一層努力してまいります。  
 お気軽に立寄りください。  
 伊勢電報電話局  
 ☎〇五九六②四二一九



### おめでた

#### ○一月中に届出のもの

氏名	父名	続柄	字名
中野あや	和彦	長女	南中村
小林真由香	千代文	二女	市場
南 亜弥	幸雄	長女	原
金高一恵	和久	長女	立岡
山下将臣	政宏	長男	南中村
羽根拓美	幹基	二男	長原
細川摩耶子	昭芳	長女	栗原
浦田政信	信一	長男	川口
福井一貴	清利	長男	大野木

#### ○二月中に届出のもの

関村沙織	敏之	長女	棚橋
橋本典人	正昭	長男	中之郷
岡野晃典	弘和	長男	小萩
亀田 昇	利男	二男	駒ヶ野
井上涼子	清	長女	注連指
榊山茂男	成剛	長男	棚橋
坂谷 航	卓男	三男	牧戸
小嶋綾美	守	長女	川口
石神巧介	仁司	長男	栗原

#### ○二月中に届出のもの

氏名	年齢	字名	名
岡村 ソラ	81歳	棚橋	橋
清水 義衛	80歳	棚橋	橋
岡村 弥七	74歳	棚橋	橋
山下 亥三	78歳	大野木	南中村
西村 ちか	76歳	長原	原
山北 安生	74歳	長原	原
登 壽加	81歳	田口	口
山根 ぐく	86歳	五ヶ町	町
中川 乃 必	88歳	棚橋	橋
大西 こそへ	80歳	駒ヶ野	野
岩井 源吉	75歳	川口	口
奥村幸太郎	73歳	柳	柳
西川 楠藏	87歳	下久保	保
中西 友八	80歳	大久保	保
山本 たま	83歳	坂井	井
高橋多兵衛	70歳	平生	生
田畑 甚六	81歳	麻加江	江
山本 啓助	95歳	麻加江	江
森本 ぬみ	72歳	南中村	村
御村 藤三	83歳	南中村	村
小林 善作	48歳	大野木	木
中津 美知			

### でんでん

### 電話移転工事の

### お申し込みはお早めに!



三月から四月にかけて、転勤での引越しや、新入社員による機の配置替えなど電話の移転工事が大変こみあいます。  
 ご希望の日に工事ができるようにお早めにご予約ください。

- ◆家屋内の移転のとき……一週間前
- ◆引越しのとき……二週間前
- ◆電柱などの移動は……工事計画のとき

伊勢電報電話局 ☎〇五九六②四二一九